

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和8年8月6日
スポーツ庁政策課

この度、文部科学省では、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及び同法第5条の2の組織を指定する告示の一部改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、上記の改正案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和8年9月4日 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案への意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1） 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2） 郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁政策課 宛

電子メールアドレス：sseisaku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案への意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【4. 意見提出様式】

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案への意見」

- ・ 氏名
- ・ 性別、年齢
- ・ 職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【5. 備考】

- ・ 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(スポーツ庁政策課)